

# 国立研究開発法人物質・材料研究機構

## 研究スペース管理規程

平成18年4月19日

18規程第55号

改正：平成20年 7月 7日 20規程第66号  
改正：平成23年 4月 27日 23規程第34号  
改正：平成26年 3月 25日 26規程第24号  
改正：平成27年 3月 24日 27規程第60号  
改正：平成28年 3月 29日 28規程第18号  
改正：平成28年 9月 21日 28規程第123号  
改正：平成29年 2月 24日 29規程第 7号  
改正：平成30年 9月 25日 30規程第 25号  
改正：令和元年 7月 16日 2019規程第 39号  
改正：令和5年 2月 28日 2023規程第 47号

### 目次

- 第1章 総則（第1条～第2条）
  - 第2章 管理体制（第3条～第6条）
  - 第3章 共用設備等の指定（第7条～第8条）
  - 第4章 研究スペースの配分（第9条～第12条）
  - 第5章 その他（第13条～第14条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この規程は、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）における研究スペースの合理的かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

#### （定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

#### （1）研究スペース

機構の研究職職員及びエンジニア職職員（以下「研究職員等」という。）が使用する研究居室スペース及び実験室スペースをいう。

(2) 実験室スペース

実験室スペースは、大型実験スペース、特殊実験スペース、共用実験スペース及び一般実験スペースをいう。

(3) 大型実験スペース

40m<sup>2</sup>を超える設置面積を要する大型設備（分離できない複数の設備の集合体を含む。以下「大型設備」という。）が設置されている実験室スペースで、研究スペース・設備委員会において決定したスペースをいう。

(4) 特殊実験スペース

前号に規定する大型設備には該当しないが、設備の特殊性により安全性等の理由から、40m<sup>2</sup>を超えるスペースを占有する必要がある特殊設備が設置されている実験室スペースで、研究スペース・設備委員会において決定したスペースをいう。

(5) 共用実験スペース

第7号に規定する共用設備等が設置されている実験室スペースで、研究スペース・設備委員会において決定したスペースをいう。

(6) 一般実験スペース

実験室スペースのうち、前3号に該当しない実験室スペースをいう。

(7) 共用設備等

カテゴリー1、カテゴリー2又はカテゴリー3に相当する装置等の設備をいう。

(8) カテゴリー1

機構内部及び外部の不特定多数者を対象とした共用を目的として導入された装置等の設備のうち、外部共用の手順やプロセスが確立・公開されているものであって、その共用の実績が不十分でないもの

(9) カテゴリー2

機構内部の不特定多数者を対象とした共用を目的として導入された装置等の設備のうち、機構外部の不特定多数者を対象とした共用も可能であるが、共用の手順やプロセスは確立・公開されていないものであって、その共用の実績が不十分でないもの

(10) カテゴリー3

特定の研究目的のために導入された装置等の設備であるが、運転可能時間の30%以上を機構内部の不特定多数者を対象とした共用のために提供可能なものであって、その共用の実績が不十分でないもの

## 第2章 管理体制

(研究スペース総括管理者)

第3条 研究スペース総括管理者は、理事長の指名する理事をもって充てる。

- 2 研究スペース総括管理者は、機構における研究スペースの配分を行い、研究スペース管理を総括する。

(研究スペース管理者)

第4条 研究スペース管理者は、研究スペースの配分を受けるセンター等の長をもって充てる。

- 2 研究スペース管理者は、所属するグループ等に配分された研究スペースの管理を総括する。

(研究スペース代理管理者)

第5条 研究スペース代理管理者は、研究スペースの配分を受けたグループ等の長をもって充てる。

- 2 研究スペース代理管理者は、研究スペース管理者の委任を受け、配分された研究スペースの管理を行うものとする。

(研究スペース・設備委員会)

第6条 研究スペース等の効率的かつ適切な利用の推進に関する調査、審議を行うため、機構に研究スペース・設備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 第3章 共用設備等の指定

(カテゴリー1及びカテゴリー2に相当する共用設備等の指定)

第7条 カテゴリー1及びカテゴリー2に相当する共用設備等の指定、解除又は変更を行う場合は、国立研究開発法人物質・材料研究機構施設及び設備の外部への共用に関する規程（平成14年5月23日 14規程第34号）第4条に基づき、決定する。

(カテゴリー3に相当する共用設備等の指定)

第8条 カテゴリー3に相当する共用設備等の指定は、センター長等の求めに応じ、技術開発・共用部門長が、経営企画室長と協議の上、決定する。

- 2 前項の規定によりカテゴリー3の指定を受けた共用設備等が過去2年間にわたり内部共用に供されなかつたときは、技術開発・共用部門長は、経営企画室長と協議の上、その指定を解除するものとする。

### 第4章 研究スペースの配分

(研究スペースの分類)

第9条 研究スペース総括管理者は、委員会が前2条の指定等を踏まえて行う決定に基づき、機構のすべての研究スペースを第2条で定義する各研究スペースに分類し、職員に公表するものとする。

(研究スペースの配分基準)

第10条 研究スペースが研究職員等に公平に配分されるよう配分基準を別に定める。

- 2 研究職員等に配分された研究スペースが配分基準を超える場合は、超えた研究スペースに課金することができる。
- 3 研究スペースに対する課金の基準は、別に定める細則によるものとする。

(研究スペースの配分申請)

第11条 研究スペース管理者は、研究スペースが新たに必要もしくは不要となった場合には、速やかに研究スペース総括管理者に申請するものとする。

- 2 研究スペース管理者は、利用頻度が低下する可能性のある研究装置類及び研究スペースについて整理等も含め効率的な使用方法を検討し、不要スペースの返納等所要の調整を行わなければならない。
- 3 研究スペース総括管理者は、第1項の申請があったときは、必要に応じ委員会の意見を聴いて、その適否を決定し研究スペース管理者に通知するものとする。
- 4 研究スペース管理者に配分されなかった研究スペースは研究スペース総括管理者が管理するものとする。

(配分の変更)

第12条 研究スペース総括管理者は、止むを得ない事由により、既に研究スペース管理者に配分決定した研究スペースの一部を返納させなければならない事態が発生した場合は、研究スペース管理者から研究スペースの返納を求めることができるものとする。

- 2 前項の返納を求められた研究スペース管理者は、研究スペース総括管理者に、代替研究スペースの要求案を提出することができる。
- 3 前項の要求案を受けた研究スペース総括管理者は、必要に応じ委員会の意見を聴取して、研究スペースの配分の変更を決定し、その結果を研究スペース管理者に通知するものとする。

## 第5章 その他

(課金の徴収及び運用)

第13条 第10条第2項の課金の徴収及び運用は、別に定める細則によるものとする。

(研究スペースの安全衛生管理)

第14条 研究スペースは、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、消防法（昭和23年法律第186号）、その他の関係法令及び機構の関係規程の定めるところにより安全に配慮して使用されなければならない。

2 実験スペースは、研究スペース総括管理者がやむを得ないと認めた場合を除き、研究居室とすることはできない。

#### 附 則

この規程は、平成18年4月19日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成20年7月7日 20規程第66号）

この規程は、平成20年7月7日から施行する。

附 則（平成23年4月27日 23規程第34号）

この規程は、平成23年4月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月25日 26規程第24号）

この規程は、平成26年3月25日から施行する。

附 則（平成27年3月24日 27規程第60号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日 28規程第18号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月21日 28規程第123号）

この規程は、平成28年9月21日から施行し、平成28年4月1日より適用する。

附 則（平成29年2月24日 29規程第7号）

この規程は、平成29年2月24日から施行する。

附 則（平成30年9月25日 30規程第25号）

この規程は、平成30年9月25日から施行する。

附 則（令和元年7月16日 2019規程第39号）

この規程は、令和元年7月16日から施行する。

附 則（令和5年2月28日 2023規程第47号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。